

第 1 3 4 4 回 東京都 建築 審査 会  
同意 議案

同意議案

開催日時 令和5年2月20日 午後2時17分～午後2時57分  
開催場所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

出席者 委員 佐々木 宏  
" 野本 孝三  
" 関 葉子  
" 猫田 泰敏  
" 石崎 和志  
" 加藤 仁美  
" 八木 佐千子  
幹事 飯泉市街地建築部長  
" 名取多摩建築指導事務所長（建築指導第一課長事務取扱）  
書記 鈴木市街地建築部調整課長  
" 佐藤市街地建築部建築指導課長  
" 金子多摩建築指導事務所建築指導第二課長  
" 河野多摩建築指導事務所建築指導第三課長

○佐々木議長 それでは、同意議案の審議に入りたいと思います。

本日、傍聴人はいらっしゃらないということでよろしいですね。

○鈴木書記 はい、いらっしゃいません。

○佐々木議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

○鈴木書記 最初は多摩建築指導事務所が所管いたします個別審査案件の説明となります。それでは、多摩建築指導事務所よりお願いいたします。

○名取幹事 最初に、議案第1050号を説明させていただきます。

本件は、一戸建ての住宅を新築するに当たり、法第43条第2項第2号の適用について許可申請がなされたものでございます。

建築物の概要につきましては、様式2の表をご覧ください。

「調査意見」2(2)にございますように、幅員4m未満の道路に対し、将来にわたって4m以上の幅員を確保する道の協定について、権利者12名のうち9名の承諾は得られていますが、権利者全員の承諾は得られないことから、個別の審査をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただき、様式3をご覧ください。申請地は狛江市岩戸南4丁目に位置しております。本件に係る道は、配置図の赤色でお示ししたとおり、法42条1項1号及び2号の道路に接続する幅員3.674から4m、延長45.3mの道でございます。

2枚おめくりいただき、2ページの協定内容説明図をご覧ください。協定図の赤で囲われた敷地■■■■及び■■■■が本件の申請地でございます。図面上黄色に塗られている部分が建築基準法42条1項1号及び2号による道路でございます。赤色に塗られている部分が本件の道、桃色に塗られている部分が協定の中で将来塀等を後退としている部分でございます。本件道は、幅員4mの道が確保されていない部分がありまして、最小の幅員は3.674mとなっております。

1枚おめくりいただき、3ページの現況写真をご覧ください。写真の右真ん中の⑥、⑦の白い建物のブロック塀のある敷地が本件の申請敷地でございます。この敷地に一戸建ての住宅を新築する計画でございます。写真②、④、⑤、⑧に見えるコンクリートブロックの塀の部分が将来後退する必要がありまして、幅員4mが確保されておられません。

1枚おめくりいただき、4ページの配置図をご覧ください。当該道は行き止まりの道であるため、敷地の北側に回転広場に準ずる空地を設けております。また、敷地南西隅には隣地への避難経路を確保した計画となっております。また、外壁、軒裏は防火構造とし、

外壁面から隣地境界までの距離を50cm以上離れた計画としております。

さらにおめくりいただき、5ページに平面図、6ページに立面図、7ページに断面図を添付しております。

恐れ入りますが、1ページ目の様式2にお戻りください。3の所見に述べましたとおり、現況の道は、将来にわたって維持管理されるものと見込まれますとともに、幅員が不足する部分についても、将来的に後退して4mを確保することが協定に盛り込まれていること、今回の計画についても、防火、避難上の一定の配慮がなされていることから、本件は交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないものと認め、許可したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐々木議長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

○野本委員 2点お伺いします。

まず1点、今回、通路協定に当たっての同意について、同意していない方のうち、議事録に載せる都合上、仮称でIさんということにしておきますけれども、XXXXXXXXXXにお住まいのIさんは通路協定に同意しておりませんが、これを認めないことは本人の将来の建て替えに支障があると思います。本人が認識しているのかどうか、あるいは建築主が、この通路協定を認めないと、あなたの建て替えにも支障がありますよということを説明されたかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

もう1点お伺いします。案内図から質問しますけれども、今回申請に係る協定通路の東端部、色塗り等をしていなくて、何となく水路なのかなと見えるんですが、水路に見えるような、その部分というのは人や車の通り抜けは可能なのかどうか、それについてお伺いします。

以上です。

○佐々木議長 お答えをお願いします。

○名取幹事 協定内容説明図の公図の地番で言うとXXXXXXXXXX、Iさんの同意が得られていない件についてですが、こちらの方は、許可以前のただし書の時代に1回下りている建物でして、本人と交渉した結果、趣旨は理解していると。ただ、当面、自分自身が再建築の予定がなく、必要性がないと主張されて、はんこを押していただけなかったという経緯でございます。

もう一つのご質問ですが、案内図、様式3のA4縦の上の図面で東側の突き当たりの部

分は、公図上はおっしゃるとおり水路でして、それに蓋かけしてしまして、今は市のほうで管理する岩戸川緑地公園という位置づけになってしまして、歩けます。ずっとつながっています。案内図の上のほうからずっと下まで結構長くつながってしまして、3の現況写真の右一番下の⑧ですが、これが突き当たりのところを遠くから見ているんですけども、ポールが2本立っていると思います。人は行けます。自転車も行けます。ただ、車だけ行けない状態になってしまして、人が避難するには全然支障がない場所ですけども、もともとはおっしゃるとおり水路だったところで、基準法の道路ではないという位置づけで、行き止まりとして扱わせていただいています。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、次の件についての説明をお願いします。

○名取幹事 続きまして、議案第1051号を説明いたします。

本計画は、公園内の野球場及びテニスコートのための休憩所及び倉庫を新築するものでございます。第一種中高層住居専用地域にございますが、建築基準法別表第二（は）項各号のいずれの用途にも該当しないため、法第48条第3項ただし書による許可申請がなされたものでございます。

本計画の概要ですが、本敷地は多摩ニュータウン内の諏訪北公園となります。公園内に設置されています野球場及びテニスコートは昭和50年に市が開設したものでございます。野球場は市内に5か所あるうちの1つとして、主に市内の野球チームによる試合などが行われ、テニスコートにつきましては市内9か所のうちの1つとして、主に近隣住民用に利用されているものでございます。今回の計画は、気候変動などにより夏場の熱中症リスクが増大する中、野球場に日よけ機能を有する休憩所を増設するとともに、野球場とテニスコートそれぞれの備品を保管する倉庫2棟が老朽化したため、建て替える計画でございます。

2ページの案内図をご覧ください。赤く囲った部分が本計画の敷地、諏訪北公園でございます。多摩ニュータウンの諏訪地区内の近隣公園で、京王・小田急の永山駅から徒歩10分、南東約400mに位置しております。

次に、3ページに用途地域図がありますので、ご覧ください。申請敷地は第一種中高層住居専用地域に属しております。申請地の北側には第一種低層住居専用地域が隣接しております。

4ページの周辺状況図をご覧ください。敷地の北側と南東側にそれぞれ緑地を介して住

宅地がございますが、諏訪北公園は台地の端っこに位置しておりまして、野球場、テニスコートは、これらの住宅地から見まして10m以上の高い位置にございまして、なおかつ、斜面の樹林地に囲まれております。そのため、住宅地からは野球場、テニスコートが見えない状況になっております。このほか、敷地の西側には道路を挟みましてホテル、研修施設、児童相談所等が立地しまして、南側にはURの中高層団地がございます。

5ページの現況写真をご覧ください。左上の①と左の真ん中の③の写真が北側の住宅地との間にある斜面地の樹林地の状況、また、右下の⑧の写真がございますが、南東側の住宅地との間の樹林地の状況でございます。上のほうの②から④の写真は、敷地西側の道路の状況でございます。

次に、6ページの配置図をご覧ください。この図は右側が北になっております。今回の許可対象は、①、②の一塁側と三塁側にある既設のダッグアウトに隣接して、それぞれの増設する休憩所2棟と、③、④の老朽化したために建て替えられます野球場、テニスコートそれぞれの備品倉庫でございます。

2枚おめくりいただきまして、8ページは休憩所の平・立・断面図でございます。

その次の9ページが野球場の倉庫、10ページがテニスコートの倉庫の図面でございます。

次に、11ページをご覧ください。左側に本計画による交通影響の検討結果と、設計上の配慮について記載しております。左側の上の表が、野球の試合などのイベントがないときの公園内の駐車場の時間別平均駐車台数を記載しております。下のほうはイベント開催時の駐車台数を示したものでございます。駐車場の出入口が面する敷地西側の道路は交通量の少ない地区内の道路でございまして、これまで野球場、テニスコートの利用に際して苦情等は出されていないということでございまして、今回の計画は発生交通量に変化をもたらすものではないため、土地利用上の支障となることはないとしております。

また、11ページの右側では設計上の配慮について記載をしております。

説明は以上でございますが、以上のことから、本計画は、第一種中高層住居専用地域内における良好な住居の環境を害するおそれがないと認められるため、許可したいと考えております。

なお、令和5年1月19日に開催された公聴会には、利害関係者の出席はございませんでした。また、本計画に対し、多摩市長から、都市計画上の支障のない旨の意見が出されております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○佐々木議長 ただいまご説明がありました件について、ご質問、ご意見があればお願いします。

○野本委員 1点お伺いします。今回申請の休憩所あるいは倉庫はアルミ合金造となっておりますけれども、基準法施行令の中では、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造などの規定があるんですが、アルミ合金造の規定はないかと思えます。アルミ合金造の構造上の規定はどのようになっているのか、教えていただければと思えます。

○佐々木議長 お答えをお願いします。

○名取幹事 アルミの建物でございますが、現在、基準法に、建築物の構造耐力上、主要な部分に使用できる材料を定めた規定にアルミニウム合金の材料が追加されておりました、そこにまた同様に告示等で適用の範囲、材料の品質、強度、構造方法を定める告示がございます、その中にアルミニウムに関する規定が追加されております。それに従って今回も設計されていると考えております。

以上でございます。

○野本委員 実態は、ある意味あるのだらうと思ったんですけれども、基準法の中というのは、どういったところに具体的に決められているのでしょうか。施行令とか、そういうところですか、それとも、技術基準とかですか。

○佐々木議長 お願いします。

○名取幹事 法37条に基づく告示がございます、その中に位置づけされておりました、今、委員がおっしゃった鉄骨やコンクリートとある並びに位置づけられまして、平成14年の告示の中にアルミニウム合金材料が指定されまして、それと同時に、平成14年時点で材料の適用範囲、強度の計算の仕方、材料の規定が告示で追加されました。それに基づいて鉄骨等と同じように計算できるようになりましたので、それを用いてやっているという形でございます。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにごございますか。

○関委員 許可が必要なことは仕方がないと思えますが、これだけ大きな公園の中で、既存のもので、そこにすごく規模の小さい物置とか、あずま屋などを作るときに、どれだけの書類を見て審査すべきかについては少し疑問に思っておりまして、審査会として、何か基準というか、相当検討はされていると思うんですが、できるだけ簡略化できないのかなと——個人的には、これで見るといっても、もともと野球場もあるわけですし、既存

のものの建て替えとか、公園に公衆便所をつくるにしても、境界付近だったらともかく、ある程度境界から離れていて規模の小さいものについて、どこまでいろいろ書類を添付していただいて見るべきなのかなと個人的には思います。

○佐々木議長 事務局にお答えいただくのは適当でないかもしれませんが、皆さんのご意見をいただきたいと思います。確かにおっしゃるところはよく分かるんです。ただ、ご理解いただいているように、法令上はしようがないという形なのですが、例えば、これは一括同意基準のようなものができればいいのだろうという気はするんですよね。例えば、道路内建築物については、一定のものは一括同意基準があるとか。だから、こういったものについて一括同意基準——かなりレアなものであるとは思いますがけれども、例えば、公園内に今おっしゃったように既存のものの建て替えで同規模であるとか、同規模以下であるとか、そういったものを踏まえて一括同意基準のようなものができればいいのかなという気もいたします。いかがでしょう。

○野本委員 この案件を見ると、確かに周囲は緑地が十分あって、道路等もあってということで、まさにケース・バイ・ケースかと思うんです。23区内で住宅に隣接しているような公園みたいなところもあったりして、そういうところに本来の用途ではできないものをつくるとかという、これは公園内だから全然問題ないでしょうということのもちょっとまずいかなと。物によっては騒音の苦情なんかもあるとかということで、一括基準で言うと、日影の既存不適格、これだと一括基準なんかをつくってやっているんですけれども、数多く出てくれば、環境に影響のない、こういうものについては一括基準でできると思うんですが、今、会長も言われたように、そんなにしょっちゅう出てくるものではないので、ご指摘の趣旨は十分理解はするんですけれども、一括基準まではちょっと難しいのかなと、そんなふうには思いました。

○石崎委員 多分公園自体は、長野かどこかで問題になっていますけれども、ある意味では迷惑施設的な部分もありますが、そもそも公園をつくること自体が例えば都市計画とかできちんと位置づけられて処理されているのであるならば、そこに附属的に設けられる施設について一々許可が必要というのは、ある意味では不合理なのだろうと思います。そういう意味では、例えば近隣公園であるなら公衆便所とか休憩所というのは許されていますので、要するに、その公園というのが、例えば誰かが任意でつくっちゃった公園みたいな話だったら、やっぱり見る必要があると思うんですが、例えば都市計画とかできちんと位置づけられて、そっちのほうで、ここには公園をつくるんだというふう意思決定されて



いるものであるならば、そこに設けられる、ここにあるような公衆便所とか休憩所みたいなものを附属と扱うのは、そんなに不合理ではないかなと思います。

○佐々木議長 この点は、今いろいろご意見が出たように、十分研究しなければいけないテーマかと思しますので、事務局のほうで、今の石崎委員のような考え方も含めて、一括的な扱い方という整理ができる部分があるのかどうか、これからよく研究していただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○鈴木書記 はい、分かりました。今、別の案件で一括のものは検討しているんですけども、この件も含めて、ちょっと部内で検討したいと思います。

○佐々木議長 よろしくをお願いします。

それでは、この件はよろしいですか。ほかにございますか。

○八木委員 これは休憩所と倉庫ということで、別表第二（は）項に該当しないためと書いてあるのですけれども、今、私が読むには、休憩所までは公益上必要な建築物というところで認められているように読めるのですが、違いますか。

○佐々木議長 お答えをお願いします。

○名取幹事 休憩所ですけれども、一般的に近隣公園につくるような休憩所だったらいいんですが、今回これはフェンスを張った野球場の中にある特定のもので、野球のときに使うダッグアウト、要はベンチなんです。一般の人が使うというよりも、野球をするときに野球をする人だけが使う。休憩所とは言っていますけれども、野球の休憩所なので限定的なので、今回は、仕切られた中で野球をするためのベンチ、要はダッグアウトという捉え方をしています。休憩所（ダッグアウト）というのは、まさにダッグアウト専用ですので、それには該当しないという整理の仕方をしました。誰でも入れる状態になって、試合のときも誰でも入れるわけではないので、限定的に使用する部分がございますので、一般的な休憩所ではないという判断の仕方をしまして、今回許可にさせていただきました。

○佐々木議長 よろしいですか。

○八木委員 そうとすると、申請部分の用途というところの書き方が休憩所ではないのではないかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○佐々木議長 休憩所と書いてしまうと、法律上はいいことになってしまうのではないかなというご指摘かと思うんです。

○名取幹事 おっしゃるとおり、まさに野球場も近隣公園ではないので、その書き方が、休憩所というところ、そのように読まれてしまうというところは確かに誤解があるので、

今、ダッグアウトと申請書に書いていますように、括弧を入れるかどうかですね。

○佐々木議長 議案書の書き方の部分、あと図面等にも全部休憩所と書いてあるので、そのまま読めば、今、八木委員のおっしゃったような疑問が出てくるということかと思えます。この辺の記載の仕方は、今後、十分注意をしていただければと思いますが、そういうことでお願いします。よろしいですか。

○名取幹事 事務局と相談して、必要があれば修正を認めていただければと思います。

○佐々木議長 よろしいでしょうか。

ほかになければ、この件はこの程度としまして、次をお願いいたします。

○鈴木書記 続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします建築基準法43条第2項第2号に関する一括審査による許可同意基準に係る審査案件6件を読み上げさせていただきます。

整理番号1番、議案番号1046。建築主、株式会社ホーク・ワン。国立市矢川3-21-13の一部。一戸建て住宅でございます。

整理番号2番、議案番号1047。建築主、[REDACTED]。狛江市猪方[REDACTED]。一戸建て住宅でございます。

整理番号3番、議案番号1048。建築主、株式会社ホーク・ワン。稲城市大字矢野口字根方2829-2。一戸建住宅でございます。

整理番号4番、議案番号1049。建築主、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。稲城市大字押立字上関[REDACTED]。一戸建て住宅でございます。

整理番号5番、議案番号2028。建築主、株式会社東京みらい不動産。東久留米市下里7-421-9、一戸建て住宅でございます。

整理番号6番、議案番号3009。建築主、[REDACTED]。青梅市梅郷[REDACTED]ほか。一戸建て住宅でございます。

以上でございます。

○佐々木議長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

○関委員 すみません、幾つかあるんですけども、取りあえず全部言っちゃってよろしいですか。

1046号が、敷地の南側がちょっと空いているのは回転広場かどうかということ。

1047号は、周りが全部建築基準法上の道路になっていて、この通路も一応隅切りとかも

あるので、道路にならないのかなというところ。

1048号は、この通路の北側のほうに道が続いているのかどうか、ちょっと気になったので教えていただきたい。

3009号は、敷地の反対側のところに曲線の回転広場みたいなのがあって、どういう経緯でこうなったのかがもしお分かりになるようであれば教えていただければと思います。

○佐々木議長 お答えをお願いします。

○名取幹事 1046号の案件でございますが、今回の敷地の南側の部分の回転広場の件ですけれども、これは一括基準でございまして、回転広場は特に条件に要求はしていません。多分敷地にも少しあります駐車場と扱うのかもしれませんが、一括基準ですので、特に回転広場を書いているわけではない状態でございます。実際は、この敷地の南側のほうにずっと赤道が続いているところでございますが、歩いては通り抜けできます。車では、この何軒か南にもう1軒ありますけれども、そこまで行ける状態でございます。

次の1047号の道ですけれども、これは両方に接しているので基準法の道にならないかということですが、1項5号にするにしても、権利者がほかにいまして、その同意が得られないこと、また市に移管するという手もあるんですけれども、市のほうの引き取るための道路基準に排水溝とか、いろんな基準がございまして、そこへ行くまでには少しハードルがございまして、今回そこには至らなかったという状況でございます。

そして、1048号でございます。今回の丁字路といいますか、様式3の配置図ですと北に白抜きになっている部分がございますが、ここは許可以前に、平成11年でしたか、43条ただし書の時代に、北側も含めて協定がされております。今回、許可になってからは色のついた赤の部分で許可対象の道として扱っているところでございます。許可以前のときにこの先も延びていた状態、実際に4 m程度の空間がありますけれども、以前、協定の道としてされていた部分でございます。

○河野書記 続きまして、3009号のご質問ですが、こちらの箇所につきましては、申請者側にも確認しましたが、曲線状の形状がなぜそうなっているのかといった整備の経緯は不明とのことでした。

以上です。

○関委員 ありがとうございます。今の追加で、1046号が一括なので回転広場とかが要らないというお話があったんですが、甲州街道からかなり長く入っているんですが、こういうケースで要らないと言ってしまうと、車が実際入ったときに戻れないのではないのか

など少し思ったのですが、そのあたりは何で要らないということになるのか教えていただけますでしょうか。

○佐々木議長 お願いします。

○名取幹事 実際は全部駐車場はあります。過去からずっと、転回広場を任意につくるとも、ただし書のと看につくれとも言っていない状況でして、実際人は避難できますけれども、確かに4mのまま真つすぐ入っていく、真つすぐバックする形になりますので、車を使われる方は、住まわれている方自身で個別協定と同じような駐車場はつくられているので、うちの許可のときに条件は付していない状況でございます。

○関委員 実際あるということなので、いいんですけども、一括だろうが個別だろうが、一応どこかで回転はできたほうがいいのだろうと個人的には思っています。

もう一つ、1048号のほうで、さっきかつては通路協定があったというご説明があったんですが、そうすると、今ではここは協定通路ではなくなり、単なる空地で、将来的には物が建つ可能性もあるということなんですかね。

○名取幹事 また協定を新たにし直す形になるかと思ひますけれども、過去に北側の空地に43条ただし書として平成の初期には建っておりますので、再建築するときには、今回の北側で止めるというのもありだし、一緒に入るのもありだと思ひます。

○関委員 いずれにしても、これは上の通路がないともたない家がありますよね。なので、通路であり続けるという理解でいいのでしょうか。

○名取幹事 上は上で続いている状態で、その時点時点で切り離しになった状態です。

○関委員 恐らくはまた通路協定がされるだろうという理解でよろしいんですかね。

○名取幹事 はい。

○関委員 はい、分かりました。

○佐々木議長 いかがですか。

○加藤委員 先ほどのご質問、1046号の一括許可基準でオーケーだということですがけれども、これは条文で言うところかというのを教えてください。許可基準の内容ですね。

○佐々木議長 答えをお願いします。

○名取幹事 一括のほうにあるというよりも、個別の場合は条件を付している、一括の場合は付していない。

○加藤委員 だから、一括許可基準の基準の内容、許可基準の何条とか、きっとそのようになっているんですよね。どれがそれに当たるのか。

○名取幹事 4 mを切っています全員の同意ですから、基準3の幅員3.27以上4 m未満です。基準の中の1は全員の承諾、2が公衆用道路としての登記、3が地上2階の専用住宅・長屋という、この基準のみです。最低限これをクリアしていれば一括基準にエントリーできるという形にしております。

○加藤委員 分かりました。ありがとうございました。

○佐々木議長 先ほどご説明のあった1048号のところで、今回の協定の北の部分が様式3では白地になっているんですけども、おっしゃっている意味は、ここは平成10年の法改正以前、要するに許可制度ではなくて認めるの時代には、建築主事が任意の協定として認めたということですね。

そうすると、表示ですけども、それは今の許可に係る協定として認めていない、認められた経緯がないからここには書いていないということかと思うんですが、実際としては従来からそういうふうな運用されてきたという中で言えば、同じような位置づけがされていると考えるのだろうと思うので、記載の仕方は工夫をしたほうがいいのかと思います。ちょっと考えてください。

○関委員 斜線とか、少し違う色とか。全く同じにしてしまうと今回の通路協定と違えますと言えなくなってしまうと思うので、少し違う、でも白ではないようにされると分かりやすいと思います。

○名取幹事 おっしゃるとおり、関連性、過去の経緯もありますので、表記について以前もいろいろお話をいただいて、関係があるときは点々にするとなつたんですけども、ここに一応書いたんですが、赤が薄くなりまして、すみません。もうちょっと太くブツブツとやるというお話で、皆さんにご協議いただいて、そういう形でお話しさせていただきましたが、表現が少し不十分で、もう少し赤が分かるように書かせていただきたいと思えます。

○佐々木議長 そうですね。見やすく書いていただければ。

○名取幹事 今回、少し見にくかったので失礼しました。

○加藤委員 毎回それを申し上げているので言いにくいんですけども、例えば43の部分の色の話と、過去にここは、もうそのときに許可されているみたいな記載もあると分かりやすいなど、いつも思っているんですね。でも、たくさん言い過ぎたので、ちょっとあれなんですけど、作業上、問題がなければそうすると、この道はどうなっていくのかというのがよく分かるので、許可もしやすくなるかもしれません。よろしく願いいたします。

○佐々木議長 引き続き、よろしくお願いします。

ほかにごございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この件については以上といたします。

○鈴木書記 同意議案に係る案件は以上でございます。

○佐々木議長 それでは、これより評議に入ります。

( 評 議 )

○佐々木議長 それでは、同意議案につきましてお諮りをいたします。第1046号議案から第1051号議案、第2028号議案、第3009号議案、以上、計8件の議案についてご審議をいただきましたけれども、この8件の議案について、原案どおり同意することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木議長 それでは、原案どおり同意をすることといたします。